

## 令和8年度の補助事業の評価手法

令和8年度に実施する補助事業の評価手法は以下のとおりとする。

### 1 採択時評価

#### ① 施設整備事業

##### ア 費用対効果分析により採択する施設整備事業

費用対効果分析手法の開発又は見直しが必要な新たな施設整備事業はないことから、引き続き現行の費用対効果分析手法を適用する。ただし、衛生・防疫対策及び器具・機材の整備等、費用対効果分析手法により難しいものについては、従前どおりコスト分析手法を適用する。

##### イ コスト分析により採択する施設整備事業

コスト分析手法として新たに追加すべき項目（費目）はないことから、現行のコスト分析手法を適用する。

#### ② 施設整備事業以外の事業

コスト分析手法として新たに追加又は見直すべき項目（費目）はないことから、現行のコスト分析手法を適用する。

また、目標設定・評価の対象とした事業メニュー（研修等の知識・技術の習得、普及・啓発）については、達成すべき成果に係る具体的数値目標を設定する。

### 2 達成状況の評価

#### ① 施設整備事業

費用対効果分析手法を適用して採択した施設整備事業については、施設整備の完了後3年を経過した年の翌年度に事後評価を行うこととしており、令和8年度においては、令和4年度に終了した以下の施設整備事業について事後評価を行う。

なお、令和8年度に実施した事後評価については、その内容を取りまとめた上、令和9年度に開催される本委員会に諮ることとする。

#### 【令和8年度に事後評価を行う事業】

| 部 門  | 事 業 名(施設件数)                                    |
|------|------------------------------------------------|
| 畜産関係 | 食肉流通施設等設備改善支援事業(1施設)<br>(食鳥処理等効率化・コスト低減施設整備事業) |

#### ② 施設整備事業以外の事業

目標設定・評価の対象とした事業メニュー（研修等の知識・技術の習得、普及・啓発）については、その実績を確認した上で評価を行う。

ただし、研修等の知識・技術の習得のための事業及び普及・啓発のための事業

のうち、全国規模で開催するものについては、達成すべき成果に係る具体的数値目標を設定し、評価する。